

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース

2025/08/11 号 (No. 648)

=====

○ 法律・法規等

1. 湖北省、データ条例を可決 データ知財保護を制度に組み込み(湖北省政府 Wechat 公式アカウント 2025 年 8 月 6 日)
2. 重慶市初の総合的な知的財産法規が 9 月 1 日施行へ(重慶市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025 年 8 月 1 日)
3. 福建省、知的財産保護と促進条例を可決 10 月 1 日施行へ(中国保護知識産権網 2025 年 8 月 1 日)
4. 上海浦東新区、営業秘密保護を強化する新規定を発表 8 月 28 日より施行(上海市市場監督管理局 Wechat 公式アカウント 2025 年 7 月 30 日)

○ 中央政府の動き

1. 知財融資などの金融支援で新型工業化を加速 国の 7 部門が指導意見を発表(中国政府網 2025 年 8 月 5 日)
2. 中国、農産品消費の高度化へ 地理的表示やブランド戦略で需要喚起(国家知識産権網 2025 年 8 月 1 日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京市、NPE 訴訟への対応強化へ 企業支援ガイドラインを発表(国家知識産権戦略網 2025 年 8 月 1 日)

【華東地域】

2. 江西省で初の「強制執行力付き知財調停公証」が成立(国家知識産権戦略網 2025 年 8 月 1 日)
3. 浙江省義烏市、「ブランドの海外展開」に向けた知財サービスを強化(中国保護知識産権網 2025 年 8 月 1 日)
4. 江蘇省、全国初の「バイオ医薬分野における海外知財保護ガイドライン」を発表(国家知識産権網 2025 年 7 月 31 日)

【華南地域】

5. 広東省、特許実用化を担う技術マネージャー育成へ(中国保護知識産権網 2025 年 7 月 29 日)

○ 司法関連の動き

1. 上海浦東法院、コスト法を用いて AI チップ営業秘密侵害による損失を認定(中国法院網 2025 年 8 月 4 日)

2. 陝西省、営業秘密侵害事件への対応強化 刑事証拠指針を策定(中国保護知識産権網 2025 年 8 月 1 日)
3. 最高裁、専利権評価報告書をめぐる訴訟の審理基準を明確化(最高人民法院公式サイト 2025 年 7 月 31 日)
4. 情報開示を怠った EC プラットフォームに賠償命令 広州知識産権法院が二審判決(広州知識産権法院 Wechat 公式アカウント 2025 年 7 月 30 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【その他地域】

1. 海賊版書籍販売で 10 人に有罪判決 三地域にまたがる大規模な著作権侵害事件 (中国法院網 2025 年 8 月 7 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国、産業用ロボット市場で 12 年連続世界一 特許出願も世界の 3 分の 2 占める(中国政府網 2025 年 8 月 3 日)
2. 黒龍江省、特許活用が加速 企業の特許産業化能力が向上(中国知識産権資訊網 2025 年 8 月 1 日)

○ 統計関連

1. 深セン経済特区 45 周年 知的財産強市建設で全国をリード(中国知識産権資訊網 2025 年 8 月 1 日)

○ その他知財関連

1. 特許代理機関 679 社を新たに認定、ACPAA が「高品質サービス保障リスト」第 2 弾を公表(中国知識産権資訊網 2025 年 8 月 1 日)

=====

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 湖北省、データ条例を可決 データ知財保護を制度に組み込み★★★

7 月 31 日に開催された湖北省第 14 期人民代表大会常務委員会の第 19 回会議で「湖北省データ条例」（以下、「条例」）が可決された。10 月 1 日より施行される。8 月 6 日には省政府が記者会見を開き、同省におけるデータ分野初の基礎的な地方法規となる同条例の内容を詳しく説明した。

条例は、データ権益の保護、資源の管理・流通・活用、産業振興、安全保障といった要素を体系的に整理し、湖北省におけるデータガバナンスの法的枠組みを確立した。中でも、データ知的財産権保

護を法制度に明確に位置付けた点が特徴であり、データの取引・流通・安全に関わる制度的な根拠を提供する。

湖北省知識産権局では現在、データ知財登録制度の構築を進めており、専用の「湖北省データ知的財産権登録プラットフォーム」を運用している。登録審査は「予審＋復審」の二段階方式を採用しており、すでに 217 件の初審申請を受理し、177 件に登録証を交付した。初期審査期間は 10 営業日以内に短縮されており、制度運用の効率化も進められている。

(出典：湖北省政府 Wechat 公式アカウント 2025 年 8 月 6 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/8MU-RunUkDq6f34DTUxDzQ>

★★★2. 重慶市初の総合的な知的財産法規が 9 月 1 日施行へ★★★

重慶市第 6 期人民代表大会常務委員会は 7 月 31 日、第 17 回会議において「重慶市知的財産権保護・促進条例」（以下、条例）を可決した。本条例は重慶市初の知的財産総合法規であり、2025 年 9 月 1 日から施行される。

条例では、ネットワーク配信やデジタル出版などの新興分野における著作権活用の推進が規定された。また、高価値特許の先行的な配置を支援し、特許集約型産業を育成する規定が追加されている。特許ナビゲーションサービスに関する規定も修正・充実された。さらに、地理的表示（GI）製品保護モデル区の整備や地理的表示産業の育成に関する新たな規定が盛り込まれた。

技術人材へのインセンティブ制度についても明文化され、企業や大学、研究機関などが株式、ストックオプション、配当といった手段により科学技術者を奨励できるよう規定している。権利保護の面では、仲裁方式による知的財産紛争解決の活用が促進される。仲裁機関は知的財産仲裁の専門性を強化し、専門人材を積極的に登用することが求められる。

条例ではさらに、知的財産権利者及び利害関係者が自身の合法的権益を守る際には、誠実信用の原則に従い、権利を濫用してはならないことが明記されている。

(出典：重慶市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025 年 8 月 1 日)

https://mp.weixin.qq.com/s/EFSb6HEzqrNm-EQu8HV_ag

★★★3. 福建省、知的財産保護と促進条例を可決 10 月 1 日施行へ★★★

福建省は 7 月 30 日、省第 14 期人民代表大会常務委員会の第 17 回会議で「福建省知的財産権保護・促進条例」を可決した。新条例は 10 月 1 日から施行される予定で、知的財産の転化促進、行政・司法による保護、社会的保護、サービス・管理体制の強化を通じて、「促進は効率的に、保護は強力に、管理は科学的に、サービスは最適に」という知財体制の構築を目指す。

条例は、特許のオープンライセンスを通じて、市場性のある技術の転化・活用を後押しし、知財と産業発展の融合を促進するほか、重点分野や基幹産業に資する高付加価値特許の育成も奨励している。

保護面では、特許代理違反への行政処分の権限を明確化した。また、企業、大学・研究機関、第三者機関による知財アライアンス設立を奨励し、リスク共有と防衛体制の強化を図る。さらに、知財情

報の開放利用を促進するため、高等教育機関や図書館のデータ資源開放を支援し、知財サービス機関による中小企業・イノベーション主体への専門支援体制の整備を進めることとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 8 月 1 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/fj/202508/1992594.html>

★★★4. 上海浦東新区、営業秘密保護を強化する新規定を発表 8 月 28 日より施行★★★

上海市浦東新区はこのほど、「浦東新区営業秘密保護強化に関する若干規定」（以下「若干規定」）を公布した。当該規定は 7 月 28 日に浦東新区人民代表大会常務委員会において可決され、8 月 28 日より施行される。

本規定は、企業による自主的な保護の促進を図るとともに、行政による保護の要件や手続きを明確化し、司法機関との連携強化や秘密保持要件の細分化を通じて、国際的な基準との整合性を確保しつつ制度改革を推進するものである。これにより、浦東新区における営業秘密保護の法的枠組みが一層強化される見通しである。

浦東新区は、国家によって「営業秘密保護イノベーション試行地域」に指定されており、すでに企業向けに「営業秘密保護ガイドライン」や「主要産業別ガイドライン」などを策定・発表してきた。これらの施策により、企業の営業秘密保護に対する意識と対応力の向上を支援してきた。

今回の「若干規定」には、営業秘密の非公知性、経済的価値、秘密保持性の認定に関する基準や、侵害行為の判断に関する実務的かつ先進的な内容が盛り込まれている。これにより、企業が複雑化する国際競争環境において、自社のコア情報を的確に保護できるよう、実効性ある支援が図られている。

(出典：上海市市場監督管理局 Wechat 公式アカウント 2025 年 7 月 30 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/21MIay3jkZWPEq4j5cUfGQ>

○ 中央政府の動き

★★★1. 知財融資などの金融支援で新型工業化を加速 国の 7 部門が指導意見を発表★★★

中国人民銀行をはじめとする 7 部門はこのほど、「新型工業化を金融面から支援するための指導意見」を共同で発表した。意見では、イノベーション主導の新興産業の成長を後押しするため、資金調達支援の強化、知的財産権担保融資の整備、投資制度改革の推進など、複数の施策を打ち出している。

具体的には、中小企業の「専精特新」発展に関する評価結果を金融機関が融資判断に活用する仕組みを広めるとともに、「イノベーションポイント制度」の全面的導入により知財質権融資の規範化をはかるよう要請している。

また、新興産業や未来産業の資金調達環境を改善する方針も示され、次世代情報技術、基幹ソフト・産業用ソフト、スマートカー、生物医薬、ネットワーク・データセキュリティなどの分野で、資本市場を通じた資金供給の多層化を促すという。

さらに、リスク管理を前提にしつつ、投資側の制度改革と長期的視点での評価制度の整備を進め、未来の製造、情報、材料、エネルギー、宇宙、健康といった戦略分野に重点投資していく方針が示された。

(出典：中国政府網 2025 年 8 月 5 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202508/content_7035298.htm

★★★2. 中国、農産品消費の高度化へ 地理的表示やブランド戦略で需要喚起★★★

中国農業農村部、国家發展改革委員会、国家知識産権局（CNIPA）など 10 の政府部門はこのほど、「農産品消費促進实施方案」を共同で発表した。本方案は、供給面の最適化、流通の革新、消費市場の活性化を通じて、高品質かつ多様化する消費ニーズに対応し、農産品の需要構造の高度化を図ることを目的としている。

本方案では、地理的表示（GI）農産品など、グリーンで高品質な商品の供給体制を強化する方針が示された。具体的には、GI 農産品の生産および原料供給基地の整備、品質向上・ブランド構築・標準化生産の推進、さらに展示会や販促イベントを通じた「品質志向型消費」の喚起を図る。また、地理的表示フルーツに関しては、品質等級基準の策定を進めるとしている。

あわせて、企業や業界団体に対しては、商標ブランド戦略の推進を奨励し、農業ブランドの育成、管理、保護の強化を支援する。

オンライン販売の分野では、電子商取引プラットフォームの特性を活かし、優良農産品ブランドの専用販売コーナーの開設を促進する。さらに、農業・文化・観光の融合を推進し、地域の特色を活かしたイベントの開催や、無形文化遺産に関連する商品の提供と体験機会の創出によって、新たな消費空間の拡大を目指す方針である。

(出典：国家知識産権網 2025 年 8 月 1 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/8/1/art_55_200875.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京市、NPE 訴訟への対応強化へ 企業支援ガイドラインを発表★★★

北京市知的財産権公共サービスセンターと中国国際貿易促進会（CCPIT）商事法律サービスセンターがこのほど、「特許非実施主体（Non-Practicing Entity ; NPE）訴訟対応ガイドライン」を共同で発表した。

本ガイドラインは、中国企業が NPE による訴訟リスクを正しく理解し、的確に対処できるよう支援することを目的としている。NPE の世界的な活動動向やビジネスモデル、訴訟の特徴について体系的に整理し、主要国・地域における司法実務や政策を踏まえて典型的な事例を分析した上で、企業が取べき具体的な対応策を示している。

北京市は今後、国務院が発表した「涉外知的財産紛争処理に関する規定」に基づき、海外知財紛争に対応する体制の活用を一層強化する方針である。とりわけ重点産業および主要企業のリスク管理能力を高めることに注力する。具体的な施策としては、「海外知的財産保護に関する Q&A マニュアル」の作成、標準化ガイドラインの発行、さらには関連分野における研修の開催などを通じて、市場主体の実務対応力の底上げを図る考えである。

(出典：国家知識産権戦略網 2025 年 8 月 1 日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=56546>

【華東地域】

★★★2. 江西省で初の「強制執行力付き知財調停公証」が成立★★★

江西省景德鎮市の陶磁器企業がこのほど、知的財産権に関する調停合意に強制執行力を付与する省内初の公証書を取得した。景德鎮における知財保護の新たな試みとして注目されている。

本件は、陶磁器製品の意匠が EC プラットフォーム上で模倣されていることを権利者が発見したことに端を発する。権利者は景德鎮知的財産保護センターに支援を求め、同センターは行政裁決を経て、速やかに損害賠償に関する調停手続きを実施した。複数回の協議を経て、当事者間で侵害者に賠償義務を課す調停合意が成立した。

保護センターは、合意の実効性を高め当事者の権利保護を確実なものとするため、「特許紛争行政裁決および調停弁法」に基づき、双方に対して公証手続きを行うよう勧告した。景德鎮公証処は合意内容と関連資料を精査し、真実性・合法性・有効性を確認したうえで、速やかに公証書を発行した。

今回の「行政調停＋強制執行付与公証」という連携は、知財調停の実効性を飛躍的に高めるものであり、権利者保護の新たなモデルとして高く評価されている。江西省における初の取り組みとして、今後の省内各地での展開が期待される。

(出典：国家知識産権戦略網 2025 年 8 月 1 日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=56544>

★★★3. 浙江省義烏市、「ブランドの海外展開」に向けた知財サービスを強化★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）が 7 月に開催した定例記者会見において、浙江省義烏市の市長・溫建飛氏は、同市における知的財産保護の取り組みについて紹介した。

義烏市は近年、知的財産強市の構築を積極的に推進しており、登録商標数は 22 万 2000 件に達し、県級市として全国首位の座を維持している。特許登録件数も 3 万 9000 件を超え、「知的財産強県建設モデル県」に選定された。

同市は、地元企業のブランドの海外展開を後押しするため、国際貿易城内に知的財産サービスセンターを設置した。同センターでは、商標登録や著作権登記など 34 項目の業務を一元的に提供している。この取り組みにより、過去 3 年間のマドリッド商標国際出願件数は年平均 36% 増、PCT 国際特許出願は同 45% 増と、いずれも著しい伸びを記録している。

さらに、市場監督管理局、公安、税関、裁判所など複数部門が連携し、迅速な対応を可能とするメカニズムを構築している。加えて、浙江省内では初となる県級の知的財産紛争専門調停プラットフォームも設立された。同プラットフォームは、行政・司法・仲裁・調停の機能を統合した「ワンストップ」体制を実現し、これまでに 2 万件を超える紛争を処理、関係する金額は 25 億元に上る。

国外においては、ドバイおよびフランクフルトに現地サービスステーションを設置し、ブランドの海外展開を支援する「包括的」な涉外知的財産サービスを提供している。さらに、クロスボーダー電

子商取引（EC）分野では、海外における知的財産侵害リスクに備えた専用保険制度を導入し、企業の海外権利保護コストを 90%以上削減することに成功している。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 8 月 1 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/zj/202507/1992575.html>

★★★4. 江蘇省、全国初の「バイオ医薬分野における海外知財保護ガイドライン」を発表★★★

江蘇省はこのほど、全国で初めてバイオ医薬分野に特化した「海外知的財産権保護ガイドライン」（中英両言語版）を発表した。急速に海外展開を進める中国のバイオ医薬企業に対し、体系的かつ専門的な知財保護の実務指針を提供することで、これまで空白であった同分野の具体的なニーズに対応する内容となっている。

本ガイドラインは、バイオ医薬産業の特性を踏まえ、国際的な知財保護条約や、主要 5 カ国における市場参入および規制要件を整理したうえで、特許期間の延長、特許リンケージ制度、医薬品試験データの保護など、業界特有のリスクについて詳述している。さらに、18 件の代表的な事例を通じて、各国・地域における知財保護の要点やリスク管理の戦略も示している。

加えて、12 カ国・地域におけるバイオ医薬関連の知財法規 70 件の原文リンクや、93 の海外知財サービス機関に関する情報も掲載されており、企業の実務活用を強力に後押しする内容となっている。

(出典：国家知識産権網 2025 年 7 月 31 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/7/31/art_57_200856.html

【華南地域】

★★★5. 広東省、特許実用化を担う技術マネージャー育成へ★★★

広東省市場监督管理局によれば、今年 5 月から 7 月にかけて、特許の実用化を推進するための技術マネージャー育成研修が実施された。大学や研究機関、技術イノベーションセンター、産学連携拠点、企業などから計 350 人が参加した。本研修の実施により、広東省は特許実用化を支える人材育成体制の構築において、政策設計段階から実行段階へと本格的に移行したことになる。

研修のカリキュラムは、「広東省特許実用化技術マネージャー養成ガイドライン（試行）」に基づき構成され、パテントプールの構築・運営方法、科学技術成果の成熟度評価、概念実証（PoC）の事例、特許移転に関する法制度など、基礎から応用まで幅広い内容が盛り込まれた。

講義は、省内外の専門家によって理論と実務事例を交えて行われ、3 日間の集中研修の後、筆記試験とケーススタディによる認定審査が実施された。合格者は、広東省全体の特許活用を支援する技術マネージャー人材データベースに登録される仕組みである。

今後、広東省はこの研修で育成された専門人材と、イノベーションを担う主体とのマッチングを積極的に推進し、知的財産の活用効率を高めることで、同省における総合的なイノベーション体制の強化を図る方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 7 月 29 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202507/1992513.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 上海浦東法院、コスト法を用いて AI チップ営業秘密侵害による損失を認定★★★

上海市浦東新区人民法院はこのほど、ある AI チップ企業の営業秘密侵害事件において、革新的に被害額を「コスト法」により 1000 万元超と認定し、画期的な判決を下した。

事件の発端は、浦東新区に本社を構える AI チップ開発企業の共同創業者であり、最高執行責任者（COO）でもあった郭被告による内部データの不正持ち出しにあった。企業のサーバーから機密技術である「X シリーズ」チップのコードが外部に大量転送され、調査の結果、スーパーアドミン権限を持つ郭被告が社内に設置した隠し端末を用いて、データを個人のクラウドストレージに移送していたことが判明した。

裁判では、被害企業が長年にわたり蓄積した技術的成果である同チップの秘密情報が、いかなる価値を有するかが争点となった。「X」シリーズのチップが未だ市場で使用・許諾されていないことから、通常の収益法や市場比較法による価値算定が困難であった。

評価にあたっては、チップ開発の中でも「モジュール開発」段階に限定してコスト算定を行い、人件費・材料費・設備減価償却費などを積算した。他社から購入した IP モジュールや無関係な支出は除外され、精度の高い損害評価が実現された。さらに、本件には半導体企業出身の法務専門家が「専門陪審員」として参加し、裁判官の技術理解を支援した点も特筆される。

裁判所は最終的に、郭被告に対して営業秘密侵害の罪で懲役 2 年・執行猶予 2 年および罰金 10 万元を言い渡すとともに、民事上の調停を通じて株式譲渡および損害賠償を実現した。

本件は、AI や半導体など先端分野における知的財産の保護と、司法が果たすべき役割を明確に示す象徴的な事例として注目が集まっている。

(出典：中国法院網 2025 年 8 月 4 日)

<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2025/08/id/8926851.shtml>

★★★2. 陝西省、営業秘密侵害事件への対応強化 刑事証拠指針を策定★★★

陝西省人民検察院はこのほど、省高級人民法院（高等裁判所）および省公安厅と共同で、「営業秘密侵害刑事事件の証拠ガイドライン」を制定・公布した。本ガイドラインは、営業秘密をめぐる刑事事件における証拠基準を明確化・統一することで、企業の中核的な競争力を保護し、違法行為への厳正な対処を図ることを目的としている。

ガイドラインでは、「権利の基盤」「侵害行為」「犯罪の情状」「容疑者・被告人の主な抗弁理由」などの観点から、収集すべき証拠や立証基準を具体的に示している。特に、「非公知性（情報が公開されていないこと）」「不正な手段による取得」「重大な損害」「その他の深刻な事情」といった重要事実については、それぞれに応じた証拠の種類と具体例が整理されている。

たとえば、「非公知性」の立証には、技術専門家による意見書や調査報告書、科学技術文献の検索結果などが活用され、必要に応じて鑑定手続きも行われる。また、秘密情報の使用や第三者への提供に伴う損害額の算定においては、ライセンス契約書や会計資料などを証拠として活用できることが

明記されている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 8 月 1 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/shanxi/202507/1992571.html>

★★★3. 最高裁、専利権評価報告書をめぐる訴訟の審理基準を明確化★★★

最高人民法院（最高裁）は 7 月 30 日、「専利権評価報告書関連訴訟の法的適用に関する回答書」（法釈〔2025〕11 号）を公布した。本回答書は 2025 年 8 月 1 日から施行され、貴州省高級人民法院からの照会に応じて作成されたものである。

回答書では、専利法第 66 条に基づき、国務院専利行政部門が作成する専利権評価報告書は、専利権侵害訴訟における証拠として扱われると規定。ただし、評価報告書が特許要件を満たさないと判断した場合でも、裁判所はこれのみを根拠に訴えを却下することはできず、具体的な事案状況を総合的に考慮した上で適切な裁判を行うべきであると明記している。

本回答書は最高人民法院裁判委員会第 1953 回会議で審議・可決された。専利権評価報告書の司法実務における適用基準を明確化することで、各級法院の審理に統一的な指針を提供するものと位置付けられる。

(出典：最高人民法院公式サイト 2025 年 7 月 31 日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/472571.html>

★★★4. 情報開示を怠った EC プラットフォームに賠償命令 広州知識産権法院が二審判決★★★

広州知識産権法院（知財裁判所）はこのほど、著作権侵害に関する紛争の控訴審で、電子商取引（EC）プラットフォーム運営会社に対し、情報開示義務の不履行を理由として原告である広州の衣料品会社に 5000 元の賠償金を支払うよう命じる判決を下した。

本件は、原告である広州の衣料品会社が、自社が著作権を有する花柄図案が、被告が運営する電子商取引プラットフォーム上の店舗において無断使用されていることを発見したことに端を発する。原告は侵害店舗の情報提供を求めたが、運営会社からの回答が得られなかったため、連帯責任を問う訴訟に踏み切った。

被告側は、すでに事前審査義務を尽くしており、侵害の通報を受けた後には即時に該当商品を削除したと主張。一審ではこの主張が認められ、原告の請求は全面的に退けられた。

しかしながら、二審である広州知識産権法院は、プラットフォーム運営会社が直接的な権利侵害や幫助行為を行ったとは認められないものの、情報開示義務を適切に履行せず、店舗経営者の基本情報を開示しなかったことに問題があると指摘。これにより、権利者が直接の侵害者を特定できない状況を招いたとして、被告に対し 5000 元の賠償を命じた。

本判決は、正当な理由なく情報開示を拒否したプラットフォーム運営者が法的責任を負うことを明確にした点で意義が大きい。電子商取引におけるプラットフォームの責任範囲を示す重要な事例として注目される。

(出典：広州知識産権法院 Wechat 公式アカウント 2025 年 7 月 30 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/KyQRJ8dVr-ID55Aq2OpAWg>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【その他地域】

★★★1. 海賊版書籍販売で 10 人に有罪判決 三地域にまたがる大規模な著作権侵害事件 ★★★

湖北省随県人民法院（地方裁判所）はこのほど、湖北省・河南省・重慶市の三地域にまたがる大規模な海賊版書籍の複製・販売事件について、被告 10 人に対し有罪判決を言い渡した。主犯格である趙および何には懲役 3 年と罰金、他の 8 人には懲役 2 年から 1 年 6 か月（いずれも執行猶予付き）および罰金を科した。また、違法に得た収益の没収に加え、刑期終了後 3 年間または執行猶予期間中、著作物の複製・発行に関わる業務への従事を禁じる処分も下された。

裁判所の認定によれば、2023 年 12 月から 2024 年 5 月にかけて、被告らは電子商取引サイトを利用し、看護分野の参考書を中心に無断複製・販売を行い、計約 1 万 5896 冊を流通させた。2024 年 6 月の合同捜査では 3 万 657 冊が押収され、その組織的な販売手法と地域を越えた協力体制が「情状特別重大」と判断された。特に趙と何には知財犯罪の前科があり、再犯防止の観点から実刑が言い渡された。判決後、1 名が控訴したものの、二審で棄却され原判決が確定している。

(出典：中国法院網 2025 年 8 月 7 日)

<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2025/08/id/8932275.shtml>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国、産業用ロボット市場で 12 年連続世界一 特許出願も世界の 3 分の 2 占める ★★★

2025 年世界ロボット大会の記者会見で 2 日明らかになったところによると、2024 年の中国における産業用ロボット販売台数は 30 万 2000 台に達し、12 年連続で世界最大の市場規模を維持した。

特許分野では、中国の産業用ロボット関連出願件数が世界総数の 3 分の 2 を占めるなど、技術開発面でも主導的立場を確立している。生産規模では、産業用ロボットは 2015 年の 3 万 3000 台から 2024 年には 55 万 6000 台へと急成長。サービスロボット生産台数は前年比 34.3% 増の 1051 万 9000 台を記録した。

応用分野では、産業用ロボットが国民経済の 71 大分類・236 中分類に導入され、製造業のロボット密度は世界第 3 位に躍進。サービスロボットは家庭用から医療リハビリまで多岐にわたる分野で普及が加速している。国際データ会社（IDC）の調査では、中国メーカーが世界の商用サービスロボット市場の 84.7% を占め、圧倒的なシェアを獲得していることが判明した。

なお、「2025 世界ロボット大会」は 8 月 8 日から 12 日まで、北京経済技術開発区で開催される。会場には国内外から 200 社以上のロボット企業が参加し、1500 点を超えるロボット製品が展示される見込みである。企業数は前年から 25% 増加し、新製品の初披露は 100 機種を超え、前年の約 2 倍に達する見通しである。

(出典：中国政府網 2025 年 8 月 3 日)

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202508/content_7035025.htm

★★★2. 黒龍江省、特許活用が加速 企業の特許産業化能力が向上★★★

黒龍江省知識産権局は、これまでに省内で保有する 4 万件以上の既存特許の実態を把握し、108 社を特許産業化のモデル企業として育成した。企業の知的財産活用力が着実に高まっている。

昨年の特許の譲渡・ライセンス件数は 4838 件に達し、前年比 21.1%増を記録。この実績は、東北三省一区（黒龍江省、吉林省、遼寧省、内モンゴル自治区）で上位に位置する。また、特許や商標を担保とする融資による資金調達額は約 72 億 7100 万元に達し、前年比 47.42%の大幅な伸びを示して同地域内で首位となった。

知的財産の事業化を示す指標として、特許集約型製品の登録件数は 1920 件に上り、2025 年上半期のこれら製品による売上高は約 841 億 5700 万元に達している。これらの数値は、特許が実用価値を伴う資産として着実に機能していることを裏付けるものである。

さらに、省内の知財運用機関は、2025 年上半期に 100 回を超える特許マッチングイベントを開催し、775 件の特許の事業化を実現した。これに伴う取引総額は約 2 億 1500 万元を超え、知的財産の実用化・市場化が着実に進展している。

(出典：中国知識産権资讯网 2025 年 8 月 1 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=143343

○ 統計関連

★★★1. 深セン経済特区 45 周年 知的財産強市建設で全国をリード★★★

深セン経済特区は、設立から 45 年で知的財産分野において飛躍的な成長を遂げ、中国における「知財強市」の先駆けとしての地位を確立した。

2024 年、市全体の研究開発（R&D）投資は 2200 億元を突破し、前年比 18.9%増と 9 年連続で 2 桁成長を維持した。人口 1 万人あたりの高価値特許保有数は 110 件に達し、全国平均の約 8 倍となり、国際的なイノベーション都市の水準に近づいている。国内特許の認可件数は 24 万件を超え、7 年連続で全国首位となっており、PCT（特許協力条約）を通じた国際特許出願数も 1.6 万件超で、都市別では中国トップを維持している。

さらに、国家級ハイテク企業数は 2.5 万社を突破し、「専精特新」中小企業や製造業分野の「単一分野チャンピオン企業」の増加数においても全国 1 位となっている。

深センは制度改革と知的財産の整備によって経済の高度成長を後押ししてきた。2024 年の GDP は 3 兆 6800 億元に達し、引き続き全国の都市発展で先頭を走り続けている。知的財産を基軸としたイノベーション・モデルが、高品質な経済成長の原動力であることを改めて証明している。

(出典：中国知識産権资讯网 2025 年 8 月 1 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=143309

○ その他知財関連

★★★1. 特許代理機関 679 社を新たに認定、ACPAA が「高品質サービス保障リスト」第 2 弾を公表

★★★

中華全国専利代理師協会（ACPA）はこのほど、「高品質サービス保障リスト」の第2弾として、679社の特許代理機関を選定・公表した。これにより、選定機関の累計は1665社に達した。

本制度は、信用力が高く業務能力に優れた代理機関を推奨するとともに、業界の自律的發展を促進することを目的としている。優れた発明が確かな特許代理サービスを受けられる環境整備を推進するのが狙いである。

選定プロセスでは、各機関の自主申請を前提に協会が厳格な審査を実施する。申請要件として、「業界の高品質発展イニシアティブ」への参加、業界サービス規約の順守、「高品質特許出願サービス提供誓約書」への署名が義務付けられる。協会は利用者評価やデータ分析、監督検査、業界自主規律の状況などを多角的に評価し、認定機関に対して動的な管理を継続する。今後も定期的なリスト更新と随時の申告受付を実施する方針だ。

中国の特許代理業界は近年着実な成長を続けており、今年6月末時点で全国の特許代理機関は6231社、執業特許代理師は4万1026人に達している。特許出願における代理率は94%を超えており、本制度の導入により業界全体のサービス品質向上がさらに進むと期待されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2025年8月1日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=143314

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトよりEメールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved